

# 「小国町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

## 改正概要

### 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

認定農業者を総合的に支援するために国で制定した、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に対して、市町村が独自に定めるものである。この構想は、本町における農業経営基盤の強化の促進に関する目標をはじめ、農業経営の指標や、農用地の利用集積に関する目標を定めており、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準となっている。

### 2 改正の理由

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が同年 4 月に改定されたことに伴い、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を、県基本方針に即するよう見直しするものである。

県の基本方針は、農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づき、県が地域農業のあるべき姿についてビジョンを描き、農政の推進目標として作成するものであり、概ね 5 年ごとに変更し、その 10 年間を見通して定めることとしている。

本町で作成している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても、同法施行令第 2 条の規定により、基本方針と同一期間で策定することとされているため、所用の変更を行うものである。

### 3 主な変更内容

#### (1) 趣旨

今回の変更は、農業経営基盤強化促進法改正（令和 4 年 5 月成立、令和 5 年 4 月 1 日施行）、山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の改定（同年 4 月）に伴うもの。

#### (2) 主な変更内容

- ①農業を担う者の育成及び確保等に関する事項の追加（基本方針第 3 に明記）
- ②地域計画が法定化されたこと（地域計画推進事業の新設）に関する事項の追加（基本構想第 5 に明記）
- ③認定農業者の労働時間・農業所得の数値目標（概ね 1,900 時間、概ね 400 万円）、認定新規就農者の労働時間・農業所得の数値目標（概ね 1,900 時間、農業経営開始から 5 年後に概ね 400 万円の 5 割以上）、担い手への集積目標（90%）は、県基本方針同様とし、現状維持とした。（基本構想第 1 の 3 に明記）
- ④効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積の割合目標は、県基本方針同様に 90%とし、現状

維持とした。(基本構想第4に明記)

- ⑤農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項について、事業廃止に伴う削除。

※農地中間管理事業の推進に関する法律(農地バンク法)の改正法が令和2年4月1日に全面施行されたことにより、農協等の農地利用集積円滑化団体が農地のあっせんを行う「農地利用集積円滑化事業」が農地中間管理事業に移行)

- ⑥その他県基本方針に合わせた記載内容・順序への変更、文言修正や時点修正

#### 4 変更スケジュール

期日	項目	備考
令和5年4月	県基本方針の見直し	
令和5年8月2日	農業委員会、JAへ意見照会	町→農委、JA
令和5年8月25日	農業委員会、JAより意見照会に対する回答	農委、JA→町
令和5年8月28日	県への協議	町→県
令和5年9月14日	協議に対する同意	県→町
令和5年9月19日	基本構想公告	町